

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟排煙設備修繕	19:産業用 機器	オイレスECO(株)	1,436,400	平成31年1月30日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
2	大阪市中央卸売市場東部 市場ごみドラム装置修繕	19:産業用 機器	新明和工業(株)	1,900,800	平成31年1月10日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
3	大阪市中央卸売市場東部 市場青果低温化設備電動 扉修繕	19:産業用 機器	三菱重工冷熱(株)	1,447,200	平成31年2月7日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
4	大阪市中央卸売市場東部 市場照明制御盤修繕	19:産業用 機器	パナソニックESエンジ ニアリング(株)	1,615,680	平成31年2月26日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
5	大阪市中央卸売市場東部 市場水産卸売場低温化設 備(チルド・ちりめん)修繕	19:産業用 機器	(株)前川製作所	1,987,200	平成31年3月11日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備修繕

2 契約の相手方

オイレスECO株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、業務管理棟に設置している排煙設備（排煙オペレータ）の構成部品及び開閉装置の経年劣化による部品交換及び既存排煙設備との連動調整を行うものである。

当該設備は、火災発生時に作動させ、煙を外気に開放するものであり、オイレスECO株式会社が製作・設置したものである。本修繕の施工にあたっては、当該設備の詳細な仕様と製作会社独自の規格等を熟知していると共に、既存排煙設備と適合する純正部品を使用し、火災発生時に迅速な開放ができるように既存部品と一体となった円滑な連動を確保する必要がある、熟練の専門技術及び当該設備の知識が必要である。また、純正部品は同社でのみ調達することができ、当該設備を製作・施工し、構造を熟知している同社が修繕を行うことで、作動の確実性、安全性と施工責任の一元化を図ることができ、既存部品との円滑な可動状態を確保することができるのは、オイレスECO株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7965）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場ごみドラム装置修繕

2 契約の相手方

新明和工業株式会社

3 随意契約理由

製造元である新明和工業株式会社にてごみドラム装置の点検を行ったところ、各装置の部品が経年劣化により損傷していることが判明した。このままの稼働を続けると故障に至り、場内の良好な衛生環境を維持するためには必要な設備であることから、機能しなければ市場運営に多大な支障をきたすため修繕が必要である。

本修繕対象設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社のみである。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号に基づき上記業者と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3955）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場青果低温化設備電動扉修繕

2 契約の相手方

三菱重工冷熱株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、青果低温化設備電動扉の修繕を行うものである。

当該機器については、すべて三菱重工冷熱株式会社（前株式会社東洋製作所）が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたっては三菱重工冷熱株式会社を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を実施できる唯一の業者は三菱重工冷熱株式会社のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に基づき上記業者と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3955）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場照明制御盤修繕

2 契約の相手方

パナソニック ES エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は市場運営に支障を来たさないよう、場内各所に設置の照明設備を自動制御する照明制御盤のセンター装置、無停電電源装置の取替え及び調整を行うものである。

本照明制御盤の修繕の施工にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に、システムの停止を最小限とし、不測の事態が生じた際に速やかにシステムの復旧を行う必要がある。そのためには、プログラムの内容、データ構造など総合的に把握していることが必要不可欠であり、開発元であるパナソニック ES エンジニアリング株式会社のみがこれらの条件を満たしている。

よって、当該設備の確実・安定した稼働を確保し、責任の一元化を図り、本修繕が可能な唯一の業者であるパナソニック ES エンジニアリング株式会社と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場低温化設備(チルド・ちりめん)修繕

2 契約の相手方

株式会社前川製作所

3 随意契約理由

本修繕は、水産卸売場低温化設備の機能を維持するために修繕を行うものである。

当該機器については、すべて株式会社前川製作所が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたっては株式会社前川製作所を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を施工できる唯一の業者は株式会社前川製作所のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に基づき上記業者と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3955）